

令和2年度

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

（歳入）

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）

33,809千円

（歳出）

○社会保障4経費その他社会保障施策に
要する経費の内、一般財源分

421,580千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に充当した社会保障財源化分交付金内訳】

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳						
		特定財源			一般財源			
		国庫(道)支出金	地方債	その他	うち社会保障財源化分	その他		
社会福祉	社会福祉費	106,688	24,514	0	329	81,845	6,564	75,281
	老人福祉費	133,938	2,244	0	1,627	130,067	10,431	119,636
	児童福祉費	76,327	23,632	0	0	52,695	4,226	48,469
	障害福祉費	62,657	44,489	0	723	17,445	1,398	16,047
	小計	379,610	94,879	0	2,679	282,052	22,619	259,433
保健衛生	保健衛生費	134,672	1,664	0	0	133,008	10,667	122,341
	母子衛生費	6,840	320	0	0	6,520	523	5,997
	小計	141,512	1,984	0	0	139,528	11,190	128,338
合計	521,122	96,863	0	2,679	421,580	33,809	387,771	

平成26年4月1日からの消費税の引き上げに伴い、町の歳入である地方消費税交付金も交付税率が1%から1.7%に引き上げられました。

このうち0.7%の引き上げ分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費（社会福祉・社会保険・保健衛生）に充当することとされていることから、町では上記のとおり充当しました。

なお、地方消費税交付金の引き上げ分（社会保障財源化分）の充当については、地方交付税法第245条の4に基づく総務省からの技術的な助言により、予算書や決算書の説明資料等に明示するものとされているものです。